

○ 総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(基礎的電気通信役務の範囲)		改 正 後
第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務(卸電気通信役務を含む。)とする。		第十四条 「同上」
四 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、ワイヤレス固定電話用設備を用いて提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの	四 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、ワイヤレス固定電話用設備を用いて提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの	四 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、ワイヤレス固定電話用設備を用いて提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの
〔イ 略〕	〔イ 同上〕	〔イ 同上〕
〔削る〕		
〔一～三 略〕	〔一～三 同上〕	〔一～三 同上〕
〔ロ 〔略〕〕	〔ロ 〔イ 同上〕〕	〔ロ 〔イ 同上〕〕
(緊急通報の通信回数) 第四十条の四の二 総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ、第三号ロ及び第四号ロに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。	(緊急通報の通信回数) 第四十条の四の二 総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ、第三号ロ及び第四号ハに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。	(緊急通報の通信回数) 第四十条の四の二 総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ、第三号ロ及び第四号ハに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。
〔2 略〕	〔2 同上〕	〔2 同上〕
第四十条の七 法第一百八条第二項の総務省令で定める基礎的電気通信役務の種別は、次の各号のいずれかとする。 一 第十四条第一号及び第二号に掲げる基礎的電気通信役務をあわせたもの 二 第十四条第一号、第二号及び第四号に掲げる基礎的電気通信役務をあわせたもの	第四十条の七 法第一百八条第二項の総務省令で定める基礎的電気通信役務の種別は、第十四条各号に掲げる基礎的電気通信役務をあわせたものとする。 〔新設〕	第四十条の七 法第一百八条第二項の総務省令で定める基礎的電気通信役務の種別は、第十四条各号に掲げる基礎的電気通信役務をあわせたものとする。
様式第38の2(第40条の3第1号、第40条の4第1項関係) <u>基礎的電気通信役務収支表</u>	様式第38の2(第40条の3第1号、第40条の4第1項関係) <u>基礎的電気通信役務収支表</u>	様式第38の2(第40条の3第1号、第40条の4第1項関係) <u>基礎的電気通信役務収支表</u>
事業者名	事業者名	事業者名

年 月 年 月	日から 日まで	(単位 円)
------------------	------------	-----------

第1表 第14条第1号から第4号までに掲げるもの

業務の細目	営業 収益	営業費用					
		うち設備管理部門費用	うち設備部門費用	うち第4号費用	うち第1号費用	第2号費用	第3号費用
衆電話費用	衆電話費用	機台数費用	機台減費用	削減費用	外用費用	削減費用	
〔1～3〕〔同左〕							
〔4〕第14(1) 同号イに 掲げるもの							
〔4〕第14(2) 同号ロに 掲げるもの							
〔4〕第14(3) 同号ハに 掲げるもの							
合計							

注1 法第108条第1項の指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合は、次に掲げる営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

〔1〕略

〔2〕第14条第1号ハ、第2号ハ、第3号ロ及び第4号ロに規定する基礎的電気通信役務に係るもの

年 月 年 月	日から 日まで	(単位 円)
------------------	------------	-----------

第1表 第14条第1号から第4号までに掲げるもの

業務の細目	営業 収益	営業費用					
		うち設備管理部門費用	うち設備部門費用	うち第4号費用	うち第1号費用	第2号費用	第3号費用
衆電話費用	衆電話費用	機台数費用	機台減費用	削減費用	外用費用	削減費用	
〔1～3〕〔同左〕							
〔4〕第14(1) 同号イに 掲げるもの							
〔4〕第14(2) 同号ロに 掲げるもの							
〔4〕第14(3) 同号ハに 掲げるもの							
合計							

注1 法第108条第1項の指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合は、次に掲げる営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

〔1〕同左

〔2〕第14条第1号ハ、第2号ハ及び第3号ロに規定する基礎的電気通信役務に係るもの

年 月 年 月	日から 日まで	(単位 円)
------------------	------------	-----------

〔2～6〕略

年 月 年 月	日から 日まで	(単位 円)
------------------	------------	-----------

〔第2表 同左〕

備考 前項の〔 〕の記載及び文書規定の一重傍線を付した標記部分を塗り全体に塗った傍線が注記である。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第二条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十
四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し
又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ
部分のように改める。

(基礎的電気通信役務の範囲)		改 正 後
第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）、電気通信事業法施行令（以下「施行令」という。）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）及び第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		第二条 「同上」
一 収容局 アナログ加入者回線（施行規則第十四条第四号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る加入者回線（以下この条及び別表第十において「ワイヤレス固定電話加入者回線」という。）を含む。以下同じ。）を直接収容する局舎をいう。ただし、ワイヤレス固定電話加入者回線を収容する局舎にあつては、当該役務の提供に係るワイヤレス固定電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十一年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。）の一端に端末設備を接続した地点において施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務を提供する場合に設置するアナログ加入者回線を、当該役務の提供に係る電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるよう新たに構成するものとした場合において直接収容する局舎とする。		第一 收容局 アナログ加入者回線を直接収容する局舎をいう。
<p>二 加入者回線単価 収容局ごとの法第八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第一百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をい、ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。次号において「合算算定対象加入者回線」という。）における加入者回線単価を合算したものであつて、各適格電気通信事業者に係るものとす。</p> <p>〔三 略〕</p> <p>四 算定対象原価 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。次号において「合算算定対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を合算した額を算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額（交付金の額の算定方法等）</p>	<p>二 加入者回線単価 収容局ごとの法第八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第一百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をい、ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。次号において「合算算定対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を合算したものであつて、各適格電気通信事業者に係るものとす。</p> <p>〔三 同上〕</p> <p>四 算定対象原価 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。次号において「合算算定対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を合算した額を算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額（交付金の額の算定方法等）</p>	
第五条 法第一百九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額（以下「補填対象額」という。）から、自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額（交付金の額の算定方法等）		第二条 「同上」
<p>第五条 法第一百九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額（以下「補填対象額」という。）から、自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額（交付金の額の算定方法等）</p>	<p>第五条 法第一百九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額（以下「補填対象額」という。）から、自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額（交付金の額の算定方法等）</p>	

」といふ。) を控除する方法とする。

〔一 略〕

1) 法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハ及び第四号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであつて、全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であつて各適格電気通信事業者に係るものに対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価

〔二～六 略〕

〔二～4 略〕

(支援機関に届け出る事項)

第七条 法第百九条第二項の総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

〔一 略〕

1) 収容局⁹との法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハ及び第四号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価

〔三～五 略〕

(通信量等の記録)

第十三条 適格電気通信事業者は、基礎的電気通信役務原価を算定するため、前条第二項に規定する電気通信役務及び施行規則第十四条第一号、第二号及び第四号に規定する基礎的電気通信役務に係る通信量、回線数及び信号伝送機能の利用回数(以下「通信量等」といふ。)について別表第四により記録しておかなければならない。

〔2 略〕

附 則

〔1～7 略〕

8 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔略〕

第五条第一項 第一号	算定対象原価 平成十八年四月一日以後1P電話(電気通信番号規則)(令和元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「1P電話」という。)に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価
平均原価 各算定対象加入者回線単価	〔略〕
	〔同左〕

〔一 同上〕

〔二～六 同上〕

〔二～4 同上〕

(支援機関に届け出る事項)

第七条 「同上」

1) 収容局⁹との法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価

〔三～五 同上〕

(通信量等の記録)

第十三条 適格電気通信事業者は、基礎的電気通信役務原価を算定するため、前条第二項に規定する電気通信役務及び施行規則第十四条第一号及び第二号に規定する基礎的電気通信役務に係る通信量、回線数及び信号伝送機能の利用回数(以下「通信量等」といふ。)について、別表第四により記録しておかなければならない。

〔2 同上〕

附 則

〔1～7 同上〕

第五条第一項 第一号	算定対象原価 平成十八年四月一日以後1P電話(電気通信番号規則)(令和元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「1P電話」という。)に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話(ワイヤレス固定電話を含む。以下この号において同じ。)の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価
平均原価 各算定対象加入者回線単価	〔略〕
	〔同左〕

〔一 同上〕

1) 法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであつて、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価

別表第1（第6条関係） 法第108条第1項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表
適格電気通信事業者名

別表第1（第6条関係） 法第108条第1項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表
適格電気通信事業者名

		平均単価		〔略〕	
		〔同左〕		〔同左〕	
				年度分 (単位 円)	
役務の細目	収益の額	設備管理部門の基礎的電気通信役務原価 うち第一種 公衆電話機 台数削減以 外の原価	設備利用部門の基礎的電気通信役務原価 うち第一種 公衆電話機 台数削減原 価	年度分 (単位 円)	
〔1・2〕 〔略〕					
3 施行規則第14号に掲げるもの に掲げるもの の 〔2〕 同号口 に掲げる もの					
合 計					

〔注1～6 略〕

別表第2（第6条関係）

第7条第1号及び第2号に規定する事項

適格電気通信事業者名

		〔注1～6 略〕		〔注1～6 同左〕	
		別表第2（第6条関係）		別表第2（第6条関係）	
		第7条第1号及び第2号に規定する事項		第7条第1号及び第2号に規定する事項	
年度分		年度分		年度分	
都道府県	単位料金区域	局	アナログ加入者回線数 うちワイヤレス固定電話回線数	加入者回線 単価	緊急通報役務原価

〔注 略〕

別表第4（第13条関係）

第1
〔第1表～第4表 略〕第2
〔第1表～第4表 略〕

第1表

回線数記録	
都道府県別回線数	

年度末現在	回線数記録
都道府県別回線数	

都道府県	〔略〕
A T M専用二心式回線数	ワイヤレス固定電話回線数

〔注1・2 略〕
〔第2表～第7表 略〕第3
〔表略〕

別表第10（第19条関係）

設備利用部門の基礎的電気通信役務原価明細表

適格電気通信事業者名

年度分
(単位
円)

1 科目	2 科目内訳	3 科目内訳の内容	4 指定対象原価の内容	〔略〕
一 営業費	イ 注文獲得	〔略〕		
		(2) 販売部門における加入電話の新規申込み、移転等の取次ぎ又は割引サービス等の取次ぎ若しくは販売に係る原価	2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務に係る原価並びに同条第1号イ及びハ並びに第4号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務に係る原価並びに同条第1号イ及びハに規定する基礎的電気通信役務に係る原価のうち、当該基礎的電気通信役務の能動的な営業活動に係るもの	ATM専用二心式回線数

1 科目	2 科目内訳	3 科目内訳の内容	4 指定対象原価の内容	〔同左〕
一 営業費	イ 注文獲得	〔略〕		
		(2) 販売部門における加入電話の新規申込み、移転等の取次ぎ又は割引サービス等の取次ぎ若しくは販売に係る原価	2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務に係る原価並びに同条第1号イ及びハ並びに第4号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務に係る原価のうち、当該基礎的電気通信役務の能動的な営業活動に係るもの	ATM専用二心式回線数

〔注1・2 同左〕
〔第2表～第7表 同左〕第3
〔表同左〕

別表第10（第19条関係）

設備利用部門の基礎的電気通信役務原価明細表

適格電気通信事業者名

年度分
(単位
円)

1 科目	2 科目内訳	3 科目内訳の内容	4 指定対象原価の内容	〔同左〕
一 営業費	イ 注文獲得	〔同左〕		
		(2) 販売部門における加入電話の新規申込み、移転等の取次ぎ又は割引サービス等の取次ぎ若しくは販売に係る原価	2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務に係る原価並びに同条第1号イ及びハ並びに第4号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務に係る原価のうち、当該基礎的電気通信役務の能動的な営業活動に係るもの	ATM専用二心式回線数

〔同左〕

〔同左〕

別表第10（第19条関係）

設備利用部門の基礎的電気通信役務原価明細表

〔同左〕

年度分
(単位
円)

1 科目	2 科目内訳	3 科目内訳の内容	4 指定対象原価の内容	〔同左〕
一 代理店営業部	施行規則第14条第1号ロに規定する基礎的電気通信役務に係る原価	〔略〕		
	門における加入			

〔4〕 代理店営業部 施行規則第14条第1号ロに規定する基礎的電気通信役務に係る原価

〔同左〕

門における加入

〔4〕 代理店営業部 施行規則第14条第1号ロに規定する基礎的電気通信役務に係る原価

〔同左〕

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附則

改正後

第一条 令和四年度及び令和五年度の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額を算定する場合には、この省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「新規則」という。）第十五条第三項及び第四項並びに第十六条から第十八条までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条	二 加入者回線単価 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第一百九条第二項の原価）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線とみなして算出したものをいう。次号において「対象原価」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。
四 〔二・三 略〕	四 加入者回線単価（一） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第一百九条第二項の原価）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあつては、当該回線を同号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線とみなして算出したものをいう。
五 〔二・三 同上〕	五 加入者回線単価（二） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第一百九条第二項の原価）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあつては、当該回線を同号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線とみなして算出したものをいう。
四 〔三 同上〕	四 加入者回線単価（二） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第一百九条第二項の原価）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線とみなして算出したものをいう。
五 〔二・三 同上〕	五 加入者回線単価（二） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第一百九条第二項の原価）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線とみなして算出したものをいう。

附則

改正前

第二条 交付金の額を算定する年度の前年度の末日における電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間において、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）附則第五条第一項に規定する方法により当該接続料を算定した場合には、この省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「新規則」という。）第十五条第三項及び第四項並びに第十六条から第十八条までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条	二 加入者回線単価 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第一百九条第二項の原価）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線とみなして算出したものをいう。次号において「対象原価」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。
四 〔二・三 同上〕	四 加入者回線単価（一） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第一百九条第二項の原価）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線とみなして算出したものをいう。次号において「対象原価（一）」といふ。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。
五 〔二・三 同上〕	五 加入者回線単価（二） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第一百九条第二項の原価）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線とみなして算出したものをいう。次号において「対象原価（二）」といふ。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。
四 〔三 同上〕	四 加入者回線単価（二） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第一百九条第二項の原価）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線とみなして算出したものをいう。次号において「対象原価（二）」といふ。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。
五 〔二・三 同上〕	五 加入者回線単価（二） 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第一百九条第二項の原価）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線とみなして算出したものをいう。次号において「対象原価（二）」といふ。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

いう。)に係る加入者回線単価を合算したものであつて、各適格電気通信事業者に係るものを行う。

〔五・六 略〕

第七号において「対象原価(二)」というのを当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

〔六・七 略〕

八 算定対象原価(二) 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価(二)が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(ワイアレス固定電話加入者回線を除く。第十号において「合算算定対象加入者回線(二)」)といふ。)

に係る加入者回線単価(二)を合算したものであつて、各適格電気通信事業者に係るものを行う。

九 算定対象原価(二) 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価(二)が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(ワイアレス固定電話加入者回線を除く。第十一号において「合算算定対象加入者回線(二)」)といふ。)

に係る加入者回線単価(二)を合算したものであつて、各適格電気通信事業者に係るものを行う。

〔十～十三 略〕

第五条次に掲げる額を合算して得た額

第一項

〔同上〕

たものであつて、各適格電気通信事業者に係るものを行う。

〔五・六 同上〕

八 算定対象原価(二) 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価(二)が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(第十一号において「合算算定対象加入者回線(二)」)といふ。)

に係る加入者回線単価(二)を合算したものであつて、各適格電気通信事業者に係るものを行う。

九 算定対象原価(二) 全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価(二)が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(第十一号において「合算算定対象加入者回線(二)」)といふ。)

に係る加入者回線単価(二)を合算したものであつて、各適格電気通信事業者に係るものを行う。

〔十～十三 同上〕

第五条

第一項

〔同上〕

第一号に掲げる額に一から基礎的電気通信役務が提供された期間における加入電話・メタルIP電話接続機能(第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(令和四年総務省令第九号)附則第五条第一項に規定するものをいう。)に適用される接続料の算定に用いられた特定比率(同令附則第六条第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。)を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額

第一号に掲げる額に一から交付金の額を算定する年度の前年度の末日における法第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間に用いられた特定比率(第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(平成三十一年総務省令第十三号)附則第五条第一項の特定比率をいう。以下この項において同じ。)を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額

八 項 附 則 第 一 項 第一 項 原 價 算 定 對 象	〔略〕	〔略〕
第五 條 第一 項 原 價 算 定 對 象	〔略〕	〔略〕
平成十八年四月一日以降 I P 電話 (電気) 通信番号規則	〔略〕	他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であつて各適格電気通信事業者に係るものに対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価
〔三〕六 略	〔三〕六 略	〔二〕二 次に掲げる額を合算して得た額
第五 條 第一 項 原 價 算 定 對 象	〔イ 略〕	〔イ 略〕
平成十八年四月一日以降 I P 電話 (電気) 通信番号規則 (令和 元年総務省令第四号)	〔ハ〕ヘ 略	〔ロ 略〕

八 項 附 則 第 一 項 第一 項 第五 条 算定 対象 原 価	〔同上〕	〔三〕六 同上	一 法第百九条第二項の原価のうち 施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであつて、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価
P 電 話 （電 気 通信 番 号 規 則	平成 十八 年四 月一 日以 降 I	〔同上〕	二 「ハ」へ 同上 〔同上〕
イ 第 一 項 第一 項 第五 条 算定 対象 原 価 （一）	〔ハ」へ 同上〕	「イ 〔同上〕」 ロ 基礎的電気通信役務原価（二）のうち 施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであつて、算定対象加入者回線（二）に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価	「イ 〔同上〕」 ロ 基礎的電気通信役務原価（二）のうち 施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであつて、算定対象加入者回線（二）に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価
元 年 總 務 省 令 第四 号	平成 十八 年四 月一 日以 降 I P 電 話 （電 気 通信 番 号 規 則 （令和 元年 總務省 令 第四 号）	〔同上〕	〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。	（令和元年総務省令第四号別表第一号に掲げる固定電話番号を用するものに限る。以下「IP電話」という。）に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話（ワイヤレス固定電話を含む。以下この号及び次号イにおいて同じ。）の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価	
	（令和元年総務省令第四号別表第一号に掲げる固定電話番号を用するものに限る。以下「IP電話」という。）に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話（ワイヤレス固定電話を含む。以下この号及び次号イにおいて同じ。）の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価	
〔同上〕	（令和元年総務省令第四号別表第一号に掲げる固定電話番号を用するものに限る。以下「IP電話」という。）に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話（ワイヤレス固定電話を含む。以下この号及び次号イにおいて同じ。）の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価	
	（令和元年総務省令第四号別表第一号に掲げる固定電話番号を用するものに限る。以下「IP電話」という。）に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話（ワイヤレス固定電話を含む。以下この号及び次号イにおいて同じ。）の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第三条中基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令附則第二条柱書の改正規定及び同条の表の第五条第一項の項の下欄の改正規定（中欄が「次に掲げる額を合算して得た額」であるものに限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の電気通信事業法施行規則様式第三十八の二第一表については、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 年総務省令第 号）附則第二項の規定によらず、当分の間、三の項を記載しないこととする。

3 交付金の額を算定する前年度の末日のワイヤレス固定電話加入者回線の数が五千未満の場合の補填対象額の算定にあつては、第二条中基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二条第四号の改正規定及び第三条中基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令附則第二条の表の第二条の項の改正規定（「次号において「合算算定対象加入者回線」という。」を「ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。次号において「合算算定対象加入者回線」という。」に改める改正規定、「第十号において「合算算定対象加入者回線（一）」「

という。」を「ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。第十号において「合算算定対象加入者回線（一）」という。」に改める改正規定及び「第十一号において「合算算定対象加入者回線（二）」という。」を「ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。第十一号において「合算算定対象加入者回線（二）」という。」に改める改正規定に限る。）にかかわらず、なお従前の例による。